

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供(2026年6月)

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率という)を公開することが義務付けられました。

(法第23条第5項)

認可・届出番号:派27-303475

事業所名:有限会社 石井商事

- | | |
|-----------------|--|
| ①派遣労働者の数 | 9名(2026年6月1日現在) |
| ②派遣先の数 | 1社(2026年6月1日現在) |
| ③マージン率 | 令和7年度(令和7年1月1日～令和7年12月31日)
35.0% 計算式(A-B)÷A
派遣料金の平均額(A)=36,000円(8時間相当)
派遣労働者の賃金平均額(B)=23,400円(8時間相当) |
| ④教育訓練に関する事項 | 派遣労働者への個人情報保護に関する教育
派遣労働者への安全衛生教育
派遣労働者へ技術維持向上の教育 |
| ⑤福利厚生 | 社会保険・雇用保険加入 |
| ⑥労使協定の締結の有無 | (有)
協定書の有効期間終期 令和9年3月31日
協定労働者の範囲 派遣先で就業する従業員 |
| ⑦マージン率に含まれる主な経費 | ・健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料、労災保険料等の会社負担分
・取得する年次有給休暇にかかる賃金の充当
・教育訓練費(情報セキュリティ教育、個人情報保護、新規採用者への訓練費)
・キャリアコンサルティングの実施、キャリアアップの教育訓練等の実施(有給かつ無償実施)
・営業、管理にあたる社員の人件費
・一般健康診断および生活習慣病健診の受診費
・オフィス内管理システムの維持費や光熱費、通信費等の維持費 |